

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 26 日

岐阜県監査委員	布 俣 正 也
岐阜県監査委員	広 瀬 修
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	南 圭 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子

1 令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	2	0	1	1
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		5	0	1	4
	指導事項	出資・出捐団体	3	0	0	3
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	5	0	1	4
	計		8	0	1	7
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	2	0	0	2
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	1	0	0	1
	計		4	0	1	3
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	4	0	2	2
	計		4	0	2	2
	検討事項	出資・出捐団体	1	0	0	1
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	0	1
合 計		23	0	5	18	

※「今回措置を講じたもの」については、令和6年4月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
学校法人 聖マリアの無原罪学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)	私学振興・ 青少年課	岐阜県私立学校教育振興費補助金において、スクールカウンセラーの給与額を誤って計上していたことにより、補助金4,000円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 教育改革推進特別補助事業のうち教育相談体制等の整備事業（スクールカウンセラーの活用）に係る経費について、実績報告書に、実際に支払われた給与等の額を記載すべきところ、確認体制が不十分であったため、実際に支払われた給与等の額を超える金額を誤って記載していた。 過大受給額については、岐阜県からの返還命令に従い、令和6年3月15日に返還済みである。 今後は、担当者で十分に確認を行い、さらに上席者が重ねて確認を行うことにより、再発防止を図る。

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ (ソフトピアジャパンセンター、県営住宅（ソピア・フラッツに限る。))	産業デジタル推進課 住宅課	ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツにかかる管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツの管理に関する基本協定書の情報セキュリティに関する特記事項（以下、「特記事項」という。）第3条に基づき、情報セキュリティに責任を有する者を書面により県へ明らかにすべきところ、これを実施していなかった。 2 特記事項第10条第2項に基づき、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法やセ	指導事項について当該団体に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 指導事項について、特記事項第3条及び第10条第2項に基づき、情報セキュリティに責任を有する者及び再委託先事業者における安全確保措置の実施方法やセキュリティ責任者等を書面により県へ明らかにすべきところ、情報セキュリティ責任者の交替に伴う引継ぎ時の確認不徹底により、これを実施していなかった。 今後は担当者の引継ぎ時において、県への提出物・報告事項の確認を徹底し、再発防止に努める。

		<p>キュリティ責任者等を書面により県へ明らかにすべきところ、これを実施していなかった。</p>	<p>なお、情報セキュリティ責任者等の届出については令和5年12月14日付けにて、情報セキュリティに関する再委託の届出については令和5年12月19日付けにて岐阜県へ提出済み。</p>
--	--	--	---

(3) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
<p>学校法人 聖マリアの無原罪学園 (岐阜県私立学校教育振興費補助金)</p>	<p>私学振興・ 青少年課</p>	<p>岐阜県私立学校教育振興費補助金において、スクールカウンセラーの給与額が誤って計上されていたにもかかわらず、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったため、補助金4,000円が過大交付となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項について、本事業の補助対象経費（補助額）は、通常、年度末の変更交付決定及び概算払の時点で概ね確定していることから、その後の実績報告書の確認等が十分に行われていなかった。</p> <p>過大交付額については団体に返還を命じ、令和6年3月19日に返還（入金）を確認した。</p> <p>今後は、実績報告書の審査や、法人への会計指導検査において、根拠資料との突合等の十分な確認を行うとともに、各法人へ今回の事案の概要と発生原因、提出前の確認の徹底等について周知し、再発防止に努める。</p>

(4) 所管機関監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

指定管理者

団体名 (施設名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
<p>伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ (ソフトピアジャパンセンター、県営住宅（ソピア・フラッツに限る。))</p>	<p>産業デジタル推進課 住宅課</p>	<p>ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツにかかる管理運営業務において、次の不適正な事項が認められたので、基本協定書を遵守させるとともに、今後は当該指定管理者に対する指導の強化を図られたい。</p> <p>1 ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラッツの管理に関する基本協定書の情報セキュリティに関する特記事項（以下、「特記事項」という。）第3条に基づき、情</p>	<p>指導事項について、特記事項第3条及び第10条第2項に基づき、情報セキュリティに責任を有する者及び再委託先事業者における安全確保措置の実施方法やセキュリティ責任者等を書面により指定管理者に提出させるべきところ、基本協定書の別紙である情報セキュリティに関する特記事項で求める提出物を担当者が認識しておらず、指定管理者へ提出を求めていなかった。</p> <p>今後は、情報セキュリティに係る事務を指定管理者が適正に実</p>

		<p>報セキュリティに責任を有する者を書面により県へ明らかにすべきところ、これを実施させていなかった。</p> <p>2 特記事項第 10 条第 2 項に基づき、再委託先事業者における安全確保措置の実施方法やセキュリティ責任者等を書面により県へ明らかにすべきところ、これを実施させていなかった。</p>	<p>施しているかについて、月次報告会議等で定期的に確認を行うとともに、基本協定書で求めている届出等の提出状況について定期的に点検を実施し、再発防止に努める。</p> <p>なお、当該提出書類については、予備監査での指摘後直ちに指定管理者に提出を求め、情報セキュリティ責任者等の届出については令和 5 年 12 月 14 日付けにて、情報セキュリティに関する再委託の届出については令和 5 年 12 月 19 日付けにて提出された。</p>
--	--	---	--